第十八条の十四の二第二項第二号中「第二十五条の十三の八第二十八項」を「第二十五条の十三の八第三十二項」に、「及び第十八条の十五の二第三項第二号において同じ。）の規定の適用がある場合において施行令」を「、第十八条の十五の二第二項第五号及び第十八条の十五の二の二第三項第二号において同じ。）の規定の適用がある場合において施行令」に、「及び第十八条の十五の二第三項第二号において「」を「、第十八条の十五の二第二項第五号及び第十八条の十五の二の二第三項第二号において「」に改め、「（これらの規定を第十八条の十五の十一第五項において準用する場合を含む。以下この号、次条第八項第五号及び第十八条の十五の二第三項第二号において同じ。）」を削り、「第十八条の十三の五第六項に」を「同条第六項に」に改める。

第十八条の十五第一項中「次条」を「第十八条の十五の二の二」に改め、同条第四項第一号中「第十一条第二項第三号ニ」を「第十一条第二項第三号ロ」に改め、同条第五項第四号イ中「第八項第一号ロ」を「第八項第一号ハ」に改め、同号ロ中「第八項第一号ハに」を「第八項第一号ニに」に、「第八項第一号ハ(2)」を「第八項第一号ニ(2)」に改め、同条第八項第一号イ中「該当する特定中小会社」の下に「（中小企業等経営強化法施行規則第八条第五号イ又はロに該当する会社に限る。）」を加え、「ロ、ハ及び次号」を「ハ、ニ、次号及び第十項」に、「及び(2)」を「から(3)まで」に、「(3)に」を「(4)に」に改め、同号イ(3)を同号イ(4)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。

(3)　当該特定株式が特例控除対象特定株式（施行令第二十五条の十二第八項に規定する特例控除対象特定株式をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合には、当該特定中小会社が第十項第一号に定める要件に該当するものであること。

第十八条の十五第八項第一号ニを同号ホとし、同号ハ中「及び(2)」を「から(3)まで」に、「(3)に」を「(4)に」に改め、同号ハ(3)を同号ハ(4)とし、同号ハ(2)の次に次のように加える。

(3)　当該特定株式が特例控除対象特定株式に該当する場合には、当該特定中小会社が第十項第二号に定める要件に該当するものであること。

第十八条の十五第八項第一号ハを同号ニとし、同号ロ中「及び(2)」を「から(3)まで」に、「(3)に」を「(4)に」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3)　当該特定株式が特例控除対象特定株式に該当する場合には、当該特定中小会社が第十項第二号に定める要件に該当するものであること。

第十八条の十五第八項第一号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社（中小企業等経営強化法施行規則第八条第五号ハに該当する会社に限る。）が発行した特定株式である場合　当該特定中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式に係る特定基準日（当該特定中小会社のその設立の日の属する年十二月三十一日をいう。）において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1)　当該特定中小会社が中小企業等経営強化法施行規則第八条各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定中小会社との間で締結された第四項第一号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。

(3)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第十八条の十五第八項第六号中「限る」の下に「ものとし、同条第八項の規定の適用がある場合には同項に規定する特例適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る」を加え、同条第九項中「第二十五条の十二第八項」を「第二十五条の十二第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項の次に次の四項を加える。

9　施行令第二十五条の十二第七項に規定する財務省令で定める金額は、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その年中に取得をした控除対象特定株式（施行令第二十五条の十二第七項に規定する控除対象特定株式をいう。次号及び第十一項第二号において同じ。）の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　その年に同項の規定の適用を受けた金額

二　その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた場合　その年に同項の規定の適用を受けた金額に、同項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額（施行令第二十五条の十二第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。以下この号において同じ。）と法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

10　施行令第二十五条の十二第八項に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる株式会社の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一　法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社　次に掲げる要件

イ　基準日においてその設立の日以後の期間が五年未満の株式会社であること。

ロ　基準日において中小企業等経営強化法施行規則第八条第五号ロに該当する会社であること。

二　法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社　次に掲げる要件

イ　基準日においてその設立の日以後の期間が五年未満の株式会社であること。

ロ　基準日において中小企業等経営強化法施行規則第八条第五号ロ(1)又は(2)に掲げる会社の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める要件

11　施行令第二十五条の十二第八項に規定する財務省令で定める金額は、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　その年に同項の規定の適用を受けた金額

二　その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた場合　その年に同項の規定の適用を受けた金額に、同項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額（施行令第二十五条の十二第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。以下この号において同じ。）と法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額